


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報			施設番号	S01203	住所(所在地)	松阪市宝塚町120番地1				
			施設名称	宝塚古墳(東屋)						
			根拠条例	文化財保護法	設置年度	平成17年度				
			担当部署	教育委員会事務局 文化課	財産区分	12 公共用財産				
			設置目的	国史跡宝塚古墳見学者が、休憩や不意の降雨を避けるための便益施設の設置が必要であったため設置した。						
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第一種住居地域		駐車場(収容台数)	古墳公園を利用		
	土地	敷地面積	26792.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	東屋		構造・階数	木造(柱10cm角以下)・地上1階・地下0階				
		用途	東屋・上屋		建築年月日	平成17年 4月 1日	建物取得費	3,887,451 円		
		延床面積	9.00 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要		耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 以計 上画 改修 (3等 0履 0履)	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)		
	リスク・高機能化対応度	特記事項なし								
	管理・運営上の問題点	木造建造物であることから、経年劣化及び白蟻の食害等の進行により、将来的に建替え又は撤去の可能性があり、その際には費用が発生する。夜間等、人通りの少ない時間帯に、落書き・乗損等の被害を受けることがある。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	撤去等に際しては、国史跡内の工事に該当するため、文化財保護法に基づく現状変更手続きが必要となる。								
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間			休館日			運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日					
	管理者・運営者名	文化課		業務内容	国史跡宝塚古墳見学者等が利用する便益施設					
	正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.00 人
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費					
	維持管理経費				運営・事業等経費					
	光熱水費				指定管理委託料					
	保守点検委託料				その他の経費					
	賃借料				②小計					
	修繕費				0					
その他の経費				財源						
人件費				補助金等収入						
職員等				使用料等収入						
非常勤職員				その他収入						
①小計				0						
④合計(①+②)-③				0 円						
				③年間収入合計						
				0						
				市民一人あたりのコスト						
				0.00 円						
④ 施設の状態	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)			
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)		
	※見学者への便益施設であり、不特定多数の人が利用									
	類似機能を有する公共施設			近隣にある公共施設			宝塚古墳公園			
特記事項	・国史跡地内に立地 ・宝塚古墳見学者への便益施設として継続									